

唐末藩鎮の軍構成に関する一考察

— 地域差を手がかりとして —

大 沢 正 昭

はじめに

唐末・五代藩鎮体制下に於ける軍事構造に関しては、これまで多くのすぐれた研究が積み重ねられてきている。^①そして、藩鎮の軍事制度、権力構造、また、新興土豪・富商層との関連など、様々な側面からその歴史的展開が明らかにされた。しかしながら、藩鎮の存在条件たる軍事機構とそれを支えている農民層との関連についてはほとんど深められてこなかった。それは、一般的に言つて、軍制・兵制の問題と当該段階の農民層のあり方——生産構造とはストレートに結びつくものではないという理由からであり、また、農民層のみならず、社会全体の経済体制が明確にされなければ、その完全な解答はできないという見通しがあるからである。

しかしながら、所謂唐宋変革期は、社会全体が大きく揺れ動き、社会のあらゆる分野で、いわば新旧両勢力の葛藤が続けられていた時期である。そして、社会を支える生産構造に於いては、その中に生きる農民のあり方も実質的に変化しつつあったのである。それ故、農民の存在を基盤とする兵制も亦、質的な転換を迫られていたと言える。このようにとらえるならば、唐末に於ける「兵」と「農」の存在形態乃至相互の関連は、一つの追求すべき問題となるのである。

ところで、軍制史を研究するに当たっての、「兵農分離」といい、「徴兵制」、「募兵制」といい、従来提示されてきた指標は、菊池英夫氏の指摘される通り、それだけでは、軍制史の展開をとらえる手がかりとはなし得ない。けれども、これらに明確に對置し得

る指標も、我々は持ち得ていないのが現状である。小論では、それ故、あらためて府兵制崩壊後の藩鎮制抛体制下に於ける「兵」と「農」をとりあげ、自らの出発点を確認しておきたいのである。

さて、かかる問題意識を持って考えた場合、藩鎮体制下に於ける軍隊の構成——親衛軍、官健と団練乃至土團——と、それら各々が各藩鎮内で果たす役割の比重の大きさの検討が一課題となる。即ち、それは、宋朝に至って整備された「傭兵制」（禁軍）が成立してゆく過程には唐末以来様々の紆余曲折があり、藩鎮配下の軍内に於ける「傭兵」——官健、親衛軍等の役割も変化していったと考えられるからである。そして、この背景には、軍隊を直接、間接に支えている農民層のあり方の差異があったであろう。そしてまた、かかる課題は、藩鎮の地域的差違を分析することにより、明らかにされ得ると考えられる。以下、このような立場から、まず藩鎮配下の軍隊の構成的特質を地域的に考え、さらに、この構成と農民層のあり方との接点を探ってみたいと考える。

- ① 粟原益男氏「安史の乱と藩鎮体制の展開」、松井秀一氏「唐末の民衆叛乱と五代の形勢」（岩波世界歴史6 一九七一年）に整理されている。
- ② 菊池英夫氏「中国軍制史研究の基本的視点」歴史評論第二五〇号、一九七一年。
- ③ 禁軍の成立については堀敏一氏「五代宋初における禁軍の発展」

（東洋文化研究所紀要 第四冊、一九五三年）。また「五代禁軍に於ける侍衛親軍司の成立」（史淵第七〇号、一九五六年）などの菊池英夫氏の一連の研究がある。

一 藩鎮軍構成の特質

私は先に、徳宗・憲宗朝の代表的有力藩鎮について、その中央権力に対する動向を分析した。①その際、河北・河南・江南各々の地域に成立した典型的藩鎮類型を抽出し、その政治史的位位置を検討したが、本節では軍構成の側面に的を絞って、藩鎮軍の持つ「傭兵」——非土着的性格ならびに土着的性格につき一歩進めて考察しておきたい。そして、分析の対象としては、前稿でもふれた如く、唐朝支配に大きな影響を与えた河北・河南・江南の藩鎮をとりあげる。就中、河南・北に関しては、それぞれの地域で優勢を誇り、唐朝の支配を進める上でしばしば問題とされてきた魏博天雄軍ならびに汴州宣武軍・徐州武寧軍について検討したいと考える。

ところで、一般に藩鎮配下の軍は「官健」と「団練」から構成されていた。そしてこの構成を基礎として、藩帥は牙軍等と呼ばれる親衛軍を組織していたのである。これら親衛軍を中心とする権力構造については堀敏一氏が詳細に検討されている。②そして、堀氏はこれら親衛軍を中心とする藩鎮の動きを「傭兵の原理」としてとらえられるのである。しかしながら、親衛軍を中心として

とりあげ、分析するならば確かに堀氏の指摘される「傭兵的原理」が貫かれているであろうが、藩鎮の軍全体を包括的に考察してみれば、必ずしもそうではないと思われる。つまり、藩鎮の軍構成に占める親衛軍、官健、団練の果たす役割の比重は各藩鎮に於いてかなり異なっていたと考えられるからである。また、親衛軍、官健は非土着的「傭兵」的であり、団練は原則として農閑期に招集・訓練する農民兵であり、より土着的な軍隊であったと言える^③。それ故、藩鎮の成立している地域の経済的諸条件がこの構成に反映していると考えられるので、以下、まず前記三地域に於ける藩鎮の軍構成の比重について検討しよう。

まず「傭兵」的性格の藩鎮について。周知の通り、従来「傭兵」的性格を持つ藩鎮軍の典型とされてきたのは、魏博の牙軍ならびに宣武・武寧軍であった。しかし、前稿にも述べた通り、これら二者の間には一つの差異が認められる。即ち、一方の魏博牙軍は、沢潞昭義軍などと同様に、農民層から各戸の丁数に応じて徴発した軍を基礎とし、その内から選抜組織したものである^④。他方、宣武・武寧軍はこれとは異なっていた。宣武軍は「是を以て汴の卒、李忠臣より始まり、(劉)文佐に訖ぶまで、日々益々驕恣」(旧唐書卷一四五劉玄佐伝)とあるように、実質上は李忠臣の軍から発展したものであると言えよう^⑤。そして、この李忠臣は大曆十一

年(七七六年)汴州刺史となるまで各地を転戦していた(旧唐書卷一四五李忠臣伝)のであるから、その指揮下の兵は当然職業的兵士「傭兵」であった。また、武寧軍は王智興が長慶年間に節度使となった時、「傭兵」として新たに募集したものであった^⑥。

かように、軍成立の状況は異なっていた。魏博牙軍は「団練」的な農民兵の中から選ばれ、宣武・武寧軍は当初より「傭兵」として存在していたのである。かかる土着的性格の差違は、さらにこれら二者に於ける抑圧ないしは支配の実態からも窺うことができる。

天祐三年(九〇六年)、朱全忠は魏博牙軍を攻撃したが、その牙城を奇襲された魏博の勢力は、管内六州すべてに於いて反抗し、根強い抵抗を示した。そしてこれらの勢力を平定するのに、実に半年という時間を要したという^⑦。その後、趙翼『二十二史劄記』にも指摘する通り、牙軍は復活・再滅亡の過程をたどった。さらに注目されるのは、魏博軍が中和元年(八八一年)関中へ遠征した時、「郷兵」が牙軍と共に遠征に参加していたことである。普通、「郷兵」は「団練は防衛軍としての役割を果たすことに重点が置かれていたが、魏博の場合は牙軍と一体になっていたのである。これらの事実には魏博牙軍存立の基盤、即ち、土着的な「郷兵」と牙軍の一体化した姿、言いかえれば土着的性格を強く持った「傭

兵」の姿が窺えるのである。それは、次に見る宣武・武寧軍のあり方と比較した時、より明確になる。

唐朝より任命された節度使の宣武・武寧軍に対する支配は、反抗的グループ数百乃至千余名を放逐、あるいは殺戮することによって貫徹された。つまり、ある特定の兵士集団のみを消滅させることよって藩帥の支配が確立されているのである。このことは兵士集団自体何らの根も持っていない浮き上った存在であることを示している。具体例をあげてみよう。かかる支配を実行した藩帥としては次のような人物があった。宣武軍の場合、貞元年間の李万榮^⑩、貞元から元和にかけて在任していた韓弘^⑪、長慶年間の韓充^⑫があり、また武寧軍では、大中年間の廬弘正^⑬、咸通年間の王式^⑭などの例をあげることができる。彼らは各藩鎮へ赴任するに際して、藩帥の威令を通すため、所謂騎兵の反抗的部分に打撃を与え、それぞれが成果をおさめている。それ故、これら騎兵は絶えず問題とはされながらも、別の武力を用いることによって比較的容易に支配できたわけである。また戦鬪行動へは、ほぼこれら「騎兵」の部隊のみが参加していたと考えられる。それは武寧軍が嶺南に派遣された時、彼らは「黄頭軍」と呼ばれ、「天下銳卒也」と恐れられたという事実から窺えるであろう。^⑮

以上検討した如く、「備兵」的性格を持つ軍隊の典型とされて

きたこれら藩鎮軍の間には、その土着的性格という点で、性格の違いが認められるわけである。

それでは、江南藩鎮等の、「備兵」的性格の比重が小さいと思われる藩鎮ではどうであろうか。先に結論を言えば、ここでは「団結」「土団」等のより土着的な軍事組織の比重が大きかったと見ることが出来る。この「団結」については、殊に府兵体制制下の「団結兵」については日野開三郎氏によって研究されてきた。^⑯しかし、唐末の「土団」を中心とする動きに関しては、未だ追求すべき問題が残されているように思う。

日野氏によれば「団結兵」とは唐初よりの豪民的自衛団を母胎として生み出され、それが国軍的民兵へと発展したものであるという。そしてこのような系統をひいたものが、唐末にあらわれてくる「土団」であるとされる。しかし、ここでは、隋末・唐初に出現する豪民的自衛団と「土団」の質的な違い、また、藩鎮軍支配下に於ける「土団」の役割についてはふれられていないようである。かかる点に注意しつつ以下検討してみたい。

前にも触れたように藩鎮軍は「官健」と「団練」によって構成されている。しかし、史料上にあらわれてくるこの「団練」「団結」等の語は、日野氏も注意された如く、唐末期になるにつれて「土団」という語に置きかえられてゆく傾向にあった。『資治通

鑑』卷二四六武宗會昌元年（八四一年）十月の条の胡三省の注に「土人を團結して兵と爲す。故にこれを土團と謂う。」とある如く、この頃から「土團」という語が一般化したように思われる。ただその指し示す内容の違いについては、今後深めねばならない課題であろう。

さて、この「土團」についての記述は、北辺の雄武軍や河東、沢潏^⑭、四川などにも見られ、或いは前述の河北の「郷兵」もその範疇でとらえられるかも知れない。しかし、軍事情勢を決定するような重要な位置を占めるのはやはり江南諸藩鎮に於いてである。このような有力土團軍の例としては、乾符年間、杭州臨安の董昌に率いられた土團軍を中核とし、後「杭州八都」として著名となった勢力^⑮、また、建州で陳巖によって組織された「九龍軍」^⑯あるいは江西永興の土團軍などがある。

一方、土團とは称さないが、唐末に在地農民を組織した例としては、龐勛の反乱（八六八～八六九）の際、崔鉉が「丁壯を点券」して防衛に当ったり、あるいは、王仙芝の反乱軍からの防衛のため、乾符四年（八七七年）李福が襄州で「郷兵を団練」した例などがある。また、在地農民のみで組織したものではないが、乾符六年（八七九年）高駢が淮南で作った七万の「土客の軍」^⑰なども性格的には相似たものであろう。

これらのいわば土着的軍隊は、裘甫の反乱（八五九～八六〇年）の時の三百人に満たない浙東藩鎮の官健^⑱、それと対称的に、王式によって越州で組織された土團軍の量的な多さの例を見るまでもなく、前述、杭州の土團軍が曹帥雄を討ったり、あるいは、建州「九龍軍」の指導者たる陳巖が福建觀察使の地位についたという事実は、その占める比重が圧倒的に大きかったことを示している。ここには「官健」の登場する余裕が全く見られないのである。反面、官健は元和十五年（八二〇年）銷兵策実施の以前から、江陵府で二千人を散じた如くに、削減される方向にあったようである。そして同様に、かかる官健と団練の比重の差は、すでに元和二年（八〇七年）の李錡の反乱時に表面化していた。この時湖州では刺史の辛秘が「郷閭子弟」をひそかに招集し、李錡の狙いをくじいていた。^⑲

かく見てきた如く、土團、団練の果たす役割の比重の大きさは、江南藩鎮に共通する性格としてとらえ得るであろう。松井秀一氏は江淮藩鎮の性格として銷兵策の滲透と商賈・胥吏の軍人化を指摘しておられるが、その裏には、非常時には直ちに動員可能なこれら軍事力が存在したのであり、この存在があつてはじめて銷兵策の実施が可能となったのではなからうか。

また、注意しておきたい事は、土團軍の中でも「杭州八都」の

如く一大政治勢力を支える軍として成長し、五代呉越国の基礎となるほどの力を有した勢力が存在したことである。これを隋末・唐初の「豪民的自衛軍」と比較してみよう。例えば程知節は「大業末、徒数百を聚め、共に郷里を保ち、以て他盗に備う。後李密に依り、署せられて内軍驍騎と為る。」(旧唐書卷六八程知節伝)とあるように、郷土自衛軍を自分の出世の足場にしており、また、許州の郭孝恪、冀州の蘇定方の場合も同様であった。他にもいくつかの同じような例があるが、ここで組織された自衛軍は、真の意味での自衛の役割しか果たさず、その中心となった一個人のみが政権に参加する機会を得ているのである。他方、「杭州八都」では、勿論、数人の指導者は表面に出ている。しかしここでは、彼らが連合して、一つの政権を形作るまでに成長してゆくという点に、その集団としての主体性の成長を読みとることができるのである。そしてこの主体性は、各部の指導者を中心として集結していた地主達の意志をも表現しているであろう。ここに、隋末・唐初の「豪民的自衛軍」とは質的に異なった組織の成長が窺えるのである。

以上検討してきた如く、本節でとりあげた諸藩鎮は、「傭兵」『非土着的性格と土着的性格という座標軸を設定してみれば、その位置が明確になる。即ち、宣武・武寧軍の「傭兵」的性格、魏

博牙軍の在地からの影響を受けた「傭兵」的性格、江南藩鎮の土着的勢力の比重の増大、を読み取ることができるのである。そして、かかる軍構成の差は、その基盤に、兵士の供給源としての農民のあり方に差があることを示しているし、また、支配維持のための武力存在を必要とする、各地域の社会矛盾の深刻さにも、それぞれの質的な差違があると考えられる。これら内実の差違については次節で考察することとしたい。

- ① 拙稿「唐末の藩鎮と中央権力——徳宗・憲宗朝を中心として——」東洋史研究第三二卷第二号、一九七三年。
- ② 「藩鎮親衛軍の権力構造」東洋文化研究所紀要 第二十冊、一九六〇年。
- ③ 資治通鑑(以下通鑑と略す) 卷二二五 大曆十二年五月の条。又定諸州兵。皆有常數。其召募給家糧。春冬衣者、謂之官健。差点土人、春夏綿農。秋冬追集。給身糧醬菜者、謂之團結。
- ④ 魏博については旧唐書卷一四一、新唐書卷二一〇の田承嗣伝、沢潞については旧唐書卷一三三、新唐書卷一三八李抱真伝、冊府元龜卷四一三將帥部召募、など参照。
- ⑤ 堀氏前掲論文「藩鎮親衛軍の権力構造」では、宣武軍の「傭兵」の起源は李忠臣以前にさかのぼり得ることを指摘しておられるが(八九頁)、確証はないので、ここでは旧唐書の記述に従った。
- ⑥ 通鑑卷二五〇咸通三年七月の条
初、王智興既得徐州、募勇悍之士三千人、号銀刀・影旗・門槍・袂馬等七軍、常以三百餘人自衛。
- ⑦ 旧五代史卷一四 羅紹威伝

是月(天祐三年正月)十六日、紹威率奴客數百、与(馬)嗣勣同攻之。時宿於牙城者千餘人。暹明尽誅之、凡八千家。皆赤其族、州城為之一空。翌日、太祖自内黃馳至鄴。時魏軍二万、方与王師同圍澶州。聞城中有變、乃擁大將史仁遇、保于高唐。六州之内、皆為勦敵。太祖遣諸將分討之、半歲方平。

⑧ 『二十二史劄記』卷二二「魏博牙兵凡兩次誅戮」の項。

⑨ 旧唐書卷一八二 諸葛爽伝

時(韓)簡將引魏人、入趨閔岫、誅除巢孽。自有凶王之志。三軍屢諫、不從。偏將梁彥植因梁心搖、說激之。牙軍奔歸魏州。爽軍乘之、簡鄉兵八万大敗。奔騰乱死、清水為之不流。

⑩ 旧唐書卷一四五、新唐書卷二二四、劉玄佐伝附李万榮伝。

⑪ 旧唐書卷一五六、新唐書卷一五八、韓弘伝。

⑫ 旧唐書卷一五六、韓弘伝附韓充伝、新唐書卷一五八、韓充伝。

⑬ 旧唐書卷一六三、盧簡辭伝附盧弘正伝、新唐書卷一七七、盧簡辭伝

附盧弘正伝。

⑭ 通鑑卷二五〇 咸通三年八月の条、新唐書卷一六七 王式伝。

⑮ 新唐書卷一六七 王式伝

忠武戍卒服短後褐、以黃冒首、南方号黃頭軍、天下銳卒也。

⑯ 日野開三郎氏「大唐府兵制時代の團結兵について」法制史研究第五号、一九五四年。「大唐府兵制時代に於ける團結兵の称呼とその普及地域」史淵第六一号、一九五四年。

⑰ 通鑑卷二四六 会昌元年十月の条。

⑱ 通鑑考異卷二四所引唐末見聞錄

(乾符五年五月)二十四日、押都押牙康伝圭充代州刺史。又發太原

⑲ 晉陽兩県点到土团子弟一千人、往代州屯駐。

⑳ 通鑑卷二四八 会昌四年八月の条。

⑳ 四川では方言として「团」の字の代りに「壇」の字が用いられてい

る。日野氏前掲論文参照。

㉑ 通鑑卷二五三 乾符五年十二月の条

王郢之乱、臨安人董昌以土团討賊有功、補石鏡鎮將。是歲、曹師雄寇二浙。杭州募諸縣鄉兵各千人以討之。昌与錢塘劉孟安・阮結、富陽聞人宇、塩官徐及、新城杜稜、餘杭凌文舉、臨平曹信各為之都將、号杭州八都、昌為之長。

㉒ 通鑑卷二五六 中和四年十二月の条。

㉓ 新唐書卷一九〇 杜洪伝。

㉔ 旧唐書卷一六三 崔元略伝附崔鉉伝

咸通八年、徐州戍將龐勣自桂管擅還、道途剽掠。鉉時為荆南節度。聞徐州軍至湖南、尽率州兵、点募丁壮、分扼江湘要害、欲尽擒之。旧唐書卷一七二 李石伝附李福伝

㉕ 乾符初、以檢校右僕射・襄州刺史兼御史大夫充山南東道節度。四年、草賊王仙芝徒党數万、寇掠山南。福團結鄉兵、屯集要路。賊不敢犯。旧唐書卷一八二 高駢伝

㉖ (乾符)六年、……駢至淮南。繕完城壁、招募軍旅、土客之軍七万。乃伝檄、徵天下兵、威望大振。朝廷深倚頼之。

㉗ 通鑑卷二五〇 咸通元年正月の条

時二浙久安、人不習戰、甲兵朽鈍、見卒不滿三百。鄭祇德更募新卒以益之。軍吏受賂、率皆得孱弱者。

㉘ 通鑑卷二五〇 咸通元年四月の条

於是閩諸管見卒及土团子弟、得四千人。使導軍分路討賊。府下無守兵、更籍土团千人以補之。

㉙ 旧唐書卷一六七趙宗儒伝に「元和初、……尋檢校吏部尚書・守江陵尹・兼御史大夫・荆南節度・當田・觀察等使。散冗食之戍二千人。」とあり、元和年間の初期から荆南では官健削減の方向にあった。このことは、旧唐書卷一八五下呂誼伝に「(上元元年)九月、勅改荆州為

江陵府。永平軍団練三千人、以邊吳蜀之衝。」と記された団練の有
な存在と切り離しては考えられないであろう。

⑳ 前掲拙稿参照。

㉑ 松井秀一氏「唐代後半期の江淮について——江賊及び康全泰・裴甫
の叛乱を中心として——」史学雑誌第六六編二号、一九五七年。

㉒ 「杭州入都」から吳越国への成長過程については、渡辺道夫氏「吳
越国の建国過程」史観第五六冊、一九五九年。「吳越国の支配構造」
史観第七六冊、一九六七年。参照。

㉓ 旧唐書卷八三郭孝恪伝、同書同卷蘇定方伝。

二 藩鎮軍存立の地域的条件

前節で検討した如き藩鎮軍構成の差違が存在することは、かよ
うな構成を必然ならしめる直接、間接の条件が存在したことを示
している。本節では、このような条件の一端を、農民層のあり方
を外的に規定している土地所有の特質という側面から探ってみた
い。勿論、土地所有の特質は、即藩鎮軍制の問題と結びつくわけ
ではない。しかし、農民層のあり方を考えるための一必要条件で
あることも確かである。その意味で基礎的作業として、本節で考
察しておきたいのである。また、前節での検討の結果を考えるた
めに、特に地域的には華北主要部に於ける土地所有の特質をとり
あげてみたい。

(一) 大土地所有とその細分化

唐代の土地所有問題は均田制との関連もあり、安易に論ずるこ
とはできない。しかし、唐初より、私的な大土地所有が存在して
いたことは事実であり、農民のあり方とも密接にかかわっていた
問題である。ここでは、この大土地所有の変質過程的に絞って
一瞥しておくたい。^①

まず唐初の大土地所有としては如何なるものがあげられるであ
ろうか。代表的なものとしては、所謂門閥貴族の所有地があげら
れるし、また、唐初期に形成された賜田があげられる。門閥貴族
の所有地の例としては、関右の世族于志寧や山東の著姓盧從愿が
著名である。于志寧は、高宗の顯慶年間(六五六～六六〇年)に
土地を賜与されたが、自分にはあまりある土地があるからとい
理由で張行成と高季輔に譲っている^②。また盧從愿は、宇文融の悪
意による誇張はあるが、百余頃乃至数百頃の土地を所有してい
とされ、玄宗をして「多田翁」と目させるほどであったとい^③。
このように、門閥貴族の百頃などという単位でのかなり大規模な
土地所有は依然として存続していたようである。

一方、賜田は太宗によって与えられたものが著名である。淮安
王神通に与えられた河南周辺の数十頃の田^④、李襲誉が所有してい
た長安近くの賜田十頃と河内の桑千本^⑤、李勣が高祖より与えられ
た良田五十頃^⑥、また、太宗より元仁基に与えられた陝西宜君の田

二十頃^⑨、などいくつかの大土地所有の例をあげることができる。そして、ここで見てわかるように、これらの賜田は、多くの場合、関中・河南等の一級地を与えられていた。このように、均田制という原則の下にあっても半ば公認の形で私的な大土地所有が存在していたのである。

さらに、原則的には土地の売買が禁じられていたにもかかわらず、売買、質入等の手段による土地集積も進められていた。「田園、近甸の膏腴に遍し^⑩」と言われた太平公主の所有地や、「京師の甲第・池園・良田・美産、占むる者什に六^⑪」と言われた宦官達の所有の例はその典型的なものであろう。この他に寺院による土地集積もかなり進められていた^⑫。

かく見てきたように、唐初から大土地所有は存在し、また新たな大土地所有者もあらわれてきていた。しかし、唐朝権力の指向としては、これら大土地所有について、公的な承認を得たもの以外は解体し、小農民を確保しようという方向を持っていたことも事実である。すなわち、唐朝支配の原則たる均田制的支配は有効性を持ち得ていたのである。それは、公の枠を越えた私産の権力的分割、或いは屯田など官田の分給としてあらわれている。

京兆尹黎幹は魚朝恩の事件に連座して、その資産を没収された^⑬が、彼が河南に所有していた土地は百姓に分給された。長孫順徳

は沢州で前任刺史が占取していた土地をとりあげ、貧戸に分給した^⑭。また、洛州刺史賈敦頤は豪民が不法に所有していた田地三千余頃を取り上げ、貧戸に分け与えた^⑮。以上の例は、唐朝権力として、大土地所有の解体、あるいは貧戸の再建をめざしていたことを示している。

また官田の分給も行なわれた。屯田では、開元年間に急速に増加したといわれる河南の屯田は、一部を残しつつも貧戸に与えられていた^⑯。職田が廃止されることもあった。その時には、原則として、貧戸や逃還戸に与えられていたのである^⑰。

他方、権力による分割の他にも、土地所有者の没落や個人的意志による資産分割^⑱などにより、所有権の移動とそれに伴う土地細分化が進んでいた。権勢家により削り取られていった馬燧の資産^⑲や、『太平広記』に載せる屈突仲任の話は、このような事情を伝えている^⑳。屈突仲任の場合、彼の父の代には数十人の家僮と多くの莊第を所有していた。本人の代になるとその放蕩から家計が傾き始め、父の遺産を次々に売却していった。最後に河南温県の莊が残ったが、これも売り払うはめとなった。こうして屈突家は没落し、同時に資産は分散していったのである。ここに、大土地所有者の没落の典型的な形が窺える。

概略検討してきたことで気づくのは、関中・河南を中心として、

所有権の移動がより頻繁に行なわれ、それにつれて所有の細分化が進められてきたと見られることである。そして、さらに以上の結果であろうと予想されるが、関中・河南に於ける大土地所有の形態は一円的ではなく、かなり細分化された土地の寄せ集めの形態をとってきていることである。例えば、大暦年間(七六六～七七九年)の元載の莊園は、長安の南に數十ヶ所にもわたって存在し、元和年間(八〇六～八二〇年)に李師道は河南で十余ヶ所の田地を買っている^⑭。さらに、五代後漢の時に死んだ宋彦筠は洛陽の南に十数ヶ所の莊田を所有していた^⑮。このように、長安・洛陽周辺ではかなり入り組んだ土地所有状況であったことが理解される。

このような土地所有の分散は、逆に言えば、そこを耕作していた農民が自立的に経営することが可能であったという事実の反映である。このことは、河南周辺の農民の存在形態をみることによって明らかになるであろう。『因話録』巻三に記す崔即は「薄田百畝、洛城の東に在る有り。道を守り田に力め、以て自給す。未だ管て人に干めず^⑯。」とあるように、百畝のやせ地を耕やすこと自給できていた。新安県の農民王公直は桑數十本と麦を作ることによつてくらしを立てていた。そして彼は自分で河南府へ桑の葉を売りに出かけていることが記されているから、彼の経営は家族労働によつてまかなわれていたことも知り得る^⑰。また『洛陽繹

紳旧聞記』に記す焦生の話は、その周囲の状況から考えて、一円的大土地所有者とは言えず、数人の使用人を持つ小規模の安定した経営であったようである^⑱。さらに曹州の農民史無畏父子に至つては零細農業経営で汲汲としていた^⑲。これらの例は小説に登場する話もあるが、河南を中心とする地域には、かなりの小農民経営が成立していたこと、またそれが成立する条件としてあった農業経営のあり様をも見ることができるのである。そして、これらはいずれも唐後半期に於ける例である。

このように、唐後半期の華北主要部では、一円的な大土地所有は成り立ち難い状況にあり、同時に、小規模農民が一般化しつつあったのである。そして、これらの小農民の存在が、河北や沢潞などの戸を単位とする徴兵方式と結合されていたことは十分に予想できる所である。逆に言えば、これら小農民の自立化傾向という旧来の大土地所有に敵対するような動きが、河北三鎮の如き強力な藩鎮の存在を要求したと考えられるのである。

(二) 関中・河南に於ける収奪の強化

次に、関中・河南の農民に加えられていた様々な形での収奪の実態を検討しよう。農民が背負わされていた負担は唐初貞観年間から高季輔によつて問題とされている通り、畿内数州に於いて一層重いものとなつていた。そして、この時から、「公主之室」

「勲貴之家」によるあくなき利益追求のありさまが指摘されていた^②。また、このような農民に対する庄迫のうち、見落すことができないのは食実封の問題である。食実封についてはすでに仁井田隆氏や瀛波護氏が詳細に分析されているので、さらに細かくは触れない。しかし、封家による庄迫は、河南・河北に於いて特に激しかったようである。中宗の景龍三年（七〇九年）宋務光は滑州に於ける誅求の甚しさを述べ、その改善を要求している^③。また、武三思の実封戸数千戸が貝州にあり水害にもかかわらず庸調を取り立てられたために、多くは流散せざるを得なくなっていた^④。このように、実封戸は全国五十四州に分散されていたとは言え、河南・河北等の支配の中心部に於いて厳しい収奪の対象とされていたのである。

かように、唐朝支配の主要地域たる、関中・河南北では早くから大きな庄力が加えられていた。就中、関中・河南に対する収奪は殊に激しかった。そして、このような状況は唐末期に近づくにつれて激しさを増していったことは容易に想像できるのである。例えば、東都留守杜亜は貞元年間、洛陽周辺で一種の高利貸付を行ない、貸付を受けた農民は強制的な返済を迫られて流散せざるを得ない状況へ追いこまれたことがあった^⑤。また、同じく貞元年間の例であるが、陸贄の指摘する、京畿の兼井の家による搾取の

激しきはよく知られている所である^⑥。かように唐初以来の関中・河南に対する収奪は一層激しさを加えていた。これに加えて、一旦戦乱が起これば、直接的な負担が長安・洛陽周辺の農民の肩に加わってきた。安史の乱で荒された京兆府の農民を救済するために、牛を賜与すべき農戸の経営規模区分が議論されたり、また、元和十一年（八一六）吳元濟鎮庄のために、河南諸州県から牛が駆り出され、遂には驢馬で耕作する者もあらわれたという事実がある^⑦。牛が徴発されただけでなく、農民も兵士として強制的に徴発された。この結果、土地を失い、長安の壁塗り職人となった農夫の話が韓愈によって記録されている^⑧。こうした、戦乱による直接的庄迫は、唐末の戦乱期に近づくにつれて一層激化したのである。

かかる情勢の当然の帰結として、没落してゆく農民は関中・河南に特に大量に発生した。それは元和十三年の李渤の上奏で（旧唐書卷一七一李渤伝）、渭南縣長源郷と閩郷県の戸数が各々四分の一、三分の一に減少したという事実が述べられていることから十分に窺える所である。そして彼らは流民となり、都市へ集中してゆく。

ところで流民の集中しやすい条件を備えていた都市は、華北ではやはり汴州であろう。汴州は「天下の咽喉^⑨」と言われ、「大梁は天下の要に当り、舟車の繁を総べ、河朔の咽喉を控え、淮湖の

運漕を通ず。」と評されていた。また「汴州は水陸の濶まる所、邑居は尠難し、号して理め難しと為す。」と言われるように、漕運・交通のかなめであると共に、それ故に支配者にとって治安の悪い所として注意されていた。このことは没落農民などが多く流入し社会矛盾が集積されていたことを示している。その一例として魏州の困窮した農民は、身売りするために汴口へ集っていたという『旧唐書』張万福伝の記事をあげることができる。一方、汴州内に於いても貧富の差は非常に大きなものとなりつつあった。それは杜牧が「牽船夫」の徭役の不均等を指摘していることから窺うことができる。このように外からは没落民が流入し、また内に於いては貧富の差が激しくなっていたのが汴州周辺の状況であった。このことは、一方では矛盾の爆発をおさえるための強力な軍隊が要求されるし、他方では、彼等没落民が兵士の供給源となっていたということを示している。宣武軍支配下の客観情勢はかかる仕組の下に動いていたと考えられるのである。

(三) 江南を中心として

江南に於ける土地所有については、松井秀一氏が江淮の大地所有の展開を中心として分析されている。ここでは、先に述べてきた華北地域との比較で注目される点を少しく述べるにとどめておきたい。

問題は「土団」軍成長の背景についてである。佐竹靖彦氏は、江西の土団について述べた際、地主の佃戸に対する規制力を問題とされた。ここでは、この地主と佃戸の存在を支えていた外的条件の一つである開発の問題について言及しておきたい。

さて、開発の問題を考える際注目されるのは、楚州淮陰の農民についての記事である。即ちこの農民は、開拓のための資本が足りず、隣家から千緡という金を融通してもらい、一年で数百畝の腴田を拓くことができた、というのである。この千緡の資本をもとでにしていたのは、前にも触れた曹州の史無畏の場合と同じであるが、その運用の仕方は全く異っていた。勿論、この二つの話をストレートに比べることはできないが、同じ金額が曹州では商売のもとでとされ、楚州では新田開拓の資本とされている事実は、これら二州の状況を象徴的に表わしているように思われる。実際、江淮では唐中期以後、宋代にわたって、干拓などによる新田開発が盛んに進められていたのは著名な事実である。このように、開拓による大地所有は江淮に於ける土地所有の一特質であった。

ところで、開拓が問題にされる時に気付くことは、唐代の大地所有の例としてこれまで紹介されてきている諸例である。即ち、一円的な大規模荘園の例として、これまで指摘されてきた土地所有は、多くの場合、当時開拓されたもの、あるいは、いわば開拓

の前線とも呼び得る地域に成立していたものが多く含まれていたようである。紹介されているすべての例を分析する余裕はないが、例えば、陝西の鳳泉に数十頃の田を開拓していた王方翼^①、漢北泗水のはとりに大所有地を拓いていった杜詮、あるいは司空圖の中条山王官谷の美田数十頃や劉汾が記す八百畝の山田などである。

前二者は明らかに当時開拓された土地であり、後二者は山間の僻地に存在したことから比較的近い時代に開拓されたことが予想される。前二者の開拓地にあつては、当然大量の労働力投下が必要であつたから、地主自身、佃戸と共に労働に参加していた。これはかかる開拓地としての条件が、地主と佃戸の関係をより相互依存的なものとし、既開発地域に於ける地主経営とはかなり異なつた関係を生み出していったと考えられる。

一方、前に見たような広大な一円的所有は、当然のことながら、関中・河南などの支配の中心地域には存在し得なかつた。けれども開拓を進める条件のあつた江淮では、このような依存的性格を持つ地主経営は絶えず作り出されていた可能性がある。そして、かかる一円的な地主佃戸の依存的経営の存在は「土園」勢力の伸長に有利な条件であつたし、所謂土豪勢力の活躍の重要な基盤ともなつたのであろう。かくて杜牧も記すように江淮には「每州皆土豪百姓」^②が居り土豪商となるなどして活動していたのである。

また、唐朝支配に反抗した土豪もあり、龐勛の乱に参加した下邳の土豪鄭鑑などはその典型例であらう。ここに、江南を中心とする土地所有の特質が反映しているのである。^③

① 大土地所有については荘園の発展を問題としてすぐれた研究が積み重ねられてきた。加藤繁氏「唐の荘園の性質及び其の由来に就いて」「唐宋時代の荘園の組織並に其の聚落としての発達に就きて」（以上『支那社会経済史研究』上巻所収）、玉井是博氏「唐代の土地問題管見」（『支那社会経済史研究』所収）、周藤吉之氏「唐宋五代の荘園制」（『中国土地制度史研究』所収）などがある。小論ではこれらの研究に依拠しつつ、新たな観点から整理してみたい。

② 旧唐書卷七八 于志寧伝

頭慶元年、……志寧奏曰、臣居関右、代製笄裘。周魏以来、基址不墜。（張）行成等新營莊宅、尚少田園、於臣有餘。乞申私讓。帝嘉其意、乃分賜行成及（高）季輔。

③ 旧唐書卷一〇〇 盧從愿伝

盧從愿、相州臨漳人。後魏度支尚書魏六代孫也。自范陽徙家焉。世為山東著姓。……御史中丞宇文融承恩用事。以括獲田戶之功。本司校考為上下。從愿抑不与之。融頗以為恨。密奏從愿占良田。至有百餘頃。

また明皇雜錄（太平御覽卷八二一所引に従う）には（宇文融）密奏以為、盧從愿致田園、有地數百頃。上素器重、亦倚為相者數矣。而又族望官婚、鼎盛於一時。故上亦重言其罪。但目從愿為多田翁。

④ 旧唐書卷六四 隱太子建成伝

時太宗為陝東道行台。詔於管内得專處分。淮安王神通有功、太宗乃給田數十頃。

- ⑤ 旧唐書卷五九 李襲志伝附李襲蒼伝
 嘗謂子孫曰、吾近京城有賜田十頃、耕之可以充食、河内有賜桑千樹、蚕之可以充衣。江東所写之書、誦之可以求官。
- ⑥ 旧唐書卷六七 李勣伝
 賜姓李氏、賜良田五十頃・甲第一区。
- ⑦ 新唐書卷一四三 元結伝
 曾祖仁基、字惟固。從太宗征遼東。以功賜宜君田二十頃・遼口并馬牝牡各五十。
- ⑧ 旧唐書卷一八三 武承嗣伝附太平公主伝。
 新唐書卷二〇七 高力士伝。
- ⑨ 通鑑卷三二四 大曆二年七月の条に
 胡僧不空、官至卿監、爵為國公。出入禁闥、勳移權貴。京畿良田美利多歸僧寺。
 などの例がある。
- ⑩ 旧唐書卷一六三 盧簡辭伝
 宝曆中、故京兆尹黎幹男簡辭台、治父葉泉旧業。台司莫知本末。簡辭曰、幹坐魚朝恩党誅、田産籍没。大曆已来、多少赦令、豈有雪朝恩・黎幹節文。況其田産分給百姓、將及百年。
- ⑪ 旧唐書卷五八 長孫順徳伝
 召拜沢州刺史、……前刺史張長貴・趙士遠並占境内膏腴之田數十頃。順徳並勦而追奪、分給貧戸。
- ⑫ 旧唐書卷一八五上 賈敦頤伝
 永徽五年、累遷洛州刺史。時豪富之室、皆籍外占田。敦頤都括獲三千餘頃、以給貧乏。
- ⑬ 青山定雄氏「唐代の屯田と營田」史学雑誌第六三編一、一九五四年、参照。
- ⑭ 大崎正次氏「唐代京官職田攷」史潮第十二年三・四号、一九四三年、
- ⑮ 谷川道雄氏「唐代の職田制とその克服」東洋史研究第一二巻第五号、一九五三年、参照。
- ⑯ 例えば劉弘基は奴婢十五人と良田五頃ずつを諸子に分け与えているし（旧唐書卷五八劉弘基伝）、崔觀は奴婢に田宅家財を分給した（旧唐書卷一九二崔觀伝）。
- ⑰ 旧唐書卷一三四 馬燧伝、新唐書卷一五五 馬燧伝附馬賜伝。
 太平広記卷一〇〇所引記聞 屈突仲任
 其人曰、吾姓屈突氏、名仲任。……父卒時、家値數十人、資數百万、莊第甚衆。而仲任縱賞好色、荒欲博戲、売易且尽。教年後、唯家莊存焉。即貨易田疇、拆壳屋宇、又已尽矣。
- ⑱ 旧唐書卷一八 元載伝
 城南膏腴別墅、連疆接畛、凡數十所。
- ⑲ 旧唐書卷一五四 呂元膺伝
 初、（李）師道多買田於伊闕・陸渾之間、凡十余处。
- ⑳ 旧五代史卷一三三 宋彥筠伝
 將終、以伊・洛之間莊田十数区上進。並籍于官焉。
- ㉑ 因話錄卷三 范陽盧仲元の条。
 三水小牘卷上
 唐・感通庚寅歲、……新安縣慈潤店北村民王公直者、有桑數十株、特茂盛蔭翳。公直与妻謀曰、……葉可獲錢十萬、蓄一月之糧、則接妻矣。豈不勝為倖死乎。
- ㉒ 洛陽繡紳旧聞記卷五 焦生見亡妻の条。
 太平広記卷三九五所引金昌解頤錄
 唐・史無畏曹州人也。与張從真為好。無畏止耕墾畝、衣食窘困。從真家富。乃為曰、弟勤苦田園、日夕区區。奉飯千緡貨易、他日但歸吾本。無畏忻然奮纒。父子江淮射利、不數歲已富。
- ㉓ 旧唐書卷七八 高季輔伝

(貞観初)季輔上封事五条。其略曰、……今畿内数州吏惟那本、地狭人稠、耕植不博、菽粟雖賤、備蓄未多。特宜優矜、令得休息。強本弱枝、自古常事。閔河之外、徭役全少。帝京・三輔差科非一、江南・河北弥復擾困。須為差等、均其勞逸。又曰、今公主之室、封邑足以給費用。勳賞之家、俸禄足以供器服。乃戚戚於儉約、汲汲於華侈。放息出举、追求什一。公侯尚且求利、黎庶豈覺其非。

⑳ 仁井田陸氏「唐代の封爵及び食封制」東方學報(東京)第十冊一、一九三九年。礪波護氏「隋の貌聞と唐初の食実封」東方學報第三七冊一九六六年。

㉑ 唐会要卷九〇 縁封雜記 景龍三年十一月の条。

㉒ 旧唐書卷九二 韋巨源伝

時武三思先有実封数千戸在貝州。時属大水。刺史宋璟議称、租庸及封丁、並合捐免。巨源以為、穀稼雖被湮沈、其蚕桑見在。可勒輸庸調。由是河朔戸口、頗多流散。

㉓ 旧唐書卷一四六、新唐書卷一七二杜亜伝。

㉔ 陸宣公集卷二二「均節賦稅恤百姓六条」。

㉕ 袁高は牛を賜うすべき農民の経営規模を論じ、五十畝以下の戸でも、二、三家あわせて一頭を与えるべきだと主張した(旧唐書卷一五三、新唐書卷一二〇袁高伝)。

㉖ 册府元龜卷五一〇那計部重斂、憲宗元和十一年の条。

㉗ 朱文公校昌黎先生集卷一一「圻者王承福伝」。

㉘ 新唐書卷一五八 韓充伝。

㉙ 全唐文卷七四〇 劉寬夫「汴州糾曹厅壁記」。

㉚ 旧唐書卷一三一 李晚伝。

㉛ 旧唐書卷一五二 張万福伝

魏州飢。父子相壳、餓死者接道。万福曰、魏州吾鄉里、安可不救。令其兄子、將來百車、往饑之。又使人於汴口、魏人自壳者、給車牛、

贖而遣之。

㉜ 樊川文集卷一三「与汴州從事書」。

㉝ なお流民に因しては逃戸の問題があるが、別に詳考すべき問題を含んでいると思われるのでここでは触れなかった。

㉞ 松井氏前掲「唐代後半期の江淮について——江賊及び康全泰・裴甯の叛乱を中心として——」。

㉟ 佐竹靖彦氏「唐宋变革期における江南東西路の土地所有と土地政策——義門の成長を手がかりにして——」東洋史研究第三一卷第四号、一九七三年。

㊱ 唐闕史卷上

咸通初、有天水趙(和)者、任江陰令。……時有楚州淮陰農。比莊(俱)以豐歲而貨殖焉。其東鄰則拓腴田數百畝、資鏹未滿。因以莊券質於西鄰、質緡百萬、契書頭驗。且言、來歲鬻本利以贖。至期。果以腴田獲利(甚博、備)財贖契。(一)は太平広記卷一七二による。」

㊲ 注㉞参照。

㊳ 前掲周藤氏論文には極めて多くの例が集められているが、その各々の莊園の存在基盤などの諸条件については考慮されていない。そのため表面に出てきた形態のみを問題として論をすすめられている。

㊴ 旧唐書卷一八五上 王方翼伝

父仁表。貞観中、為岐州刺史。仁表卒、妻李氏為主所斥、居於鳳泉別業。時方翼尚幼。乃与傭保斂力勤作、苦心計功、不虛棄。数年、關田數十頃。

㊵ 樊川文集卷九「唐故復州司馬杜君墓誌銘」

自龍江夏令、卜居於漢北泗水上。烈日等首、自督耕夫、而一年食足。二年衣食尚余。三年而室屋完新、六畜肥繁、器用皆具。凡十五年、起於墾荒、不假人一毫之助、至成富家。

⑬ 南部新書 一 卒

司空閔侍郎、旧隱三峰。天祐末、移居中条山王官谷、周廻十余里。泉石之美、冠于一山。北巖之上、有瀑泉、流注谷中、溉良田数十頃。至今子孫猶存、為司空之莊耳。

⑭ 全唐文卷七九三 劉汾「大赦菴記」

光啓二年、偪得荒間山田一段、約計八百余畝。……唐崇山峻嶺之間、人境寥絕。……其田地成者少、荒者多、召人勸力。

⑮ 樊川文集卷一三「上塩鉄妻侍郎書」。

⑯ 通鑑卷二五一 咸通十年四月の条

（龐）勛初起下邳。土豪鄧錫聚衆三千、自備資糧、器械以応之。勛以為將、謂之義軍。

⑰ 開発の問題については最近草野靖氏が「唐宋時代に於ける農田の存在形態（上）・（中）」（熊本大学法文論叢第三一號、一九七二年、第三三號、一九七四年）として考察されているが、（下）がまだ発表されていないため、ここでは触れることができなかった。

結びにかえて

以上、藩鎮軍構成の差違と、その背景として考えられる農民の存在形態について地域的に検討してきた。最後に、再び、第一章で分析した魏博牙軍と宣武・武寧軍とのあり方の違いについて視点を改めて考えておこう。

前述したように、関中・河南に於いて顕著となっていた、いわば「上から」の土地所有の細分化、所有権の移動は、「上から」

の力のみで容易に果たされ得るものではない。「上から」の動きは、結局「下から」の動きに対応するものとしてあらわれるであろう。①とすれば、小論で検討したような所有の細分化も、小農自立化の方向を基礎としていたのである（勿論、この問題では「均田農民」に関しては一旦除外して考えているが）。そして、この自立化のあらわれ方は、当該歴史段階により、また地域的条件下により異なっていた。即ち、華北の主要部たる関中・河南・河北に於いては、より先進的に小農自立の方向があらわれ始め、さらに、関中・河南に於いては、政治的中心としての収奪の強化により、階層分化が急速に進められていったのである。こう見てくるならば、魏博牙軍に代表される河北三鎮の強力な軍隊は、一つの側面として、かかる新しい生産構造としての小農自立の方向、そして旧勢力との矛盾の深化と対応していたと考えられる。そして、また、宣武・武寧軍の「傭兵」的性格は、さらに一段階矛盾が激化していた地域で生み出された軍制なのである。かくして、唐朝に於ける矛盾の深化と共に、軍隊の「傭兵」化が一層推し進められていったのである。

一方、江南を中心とする地域では、開発地主の例に見られるような地主・佃戸の依存的関係もあり、また、生産力もかなり高くなっていたこともあって、華北主要部ほどには社会矛盾が表面化

しなかった。それ故に、「傭兵」が成立する以前に、在地的勢力としての「土団」が成長していったのであろう。それは、地主・佃戸の關係が、深刻な対立を生み出す段階には至っていないかったということをも示している。

さて、以上主として、農民の存在形態から「兵」のあり方へと視点を變えて、見通してみた。しかし、このような見通しはまだ「見通し」の段階であって解決さるべき課題を多くかかえていることも事実である。さらに、生産關係の分析、貨幣經濟の進展の問題など、地域的かつ総合的に検討されねばならないであろう。

① 六朝までの生産点に於ける動向は渡辺信一郎氏「漢六朝期における大土地所有と經營」(東洋史研究第三三卷第一〜二号、一九七四年)に於いて綿密に検討されている。

正誤表

第五八卷四号掲載の氣賀沢保規氏の論文「隋代郷里制に関する一考察」において以下の誤りがありましたので、謹んで訂正致します。

○一〇一頁の九行目、一一二頁の七・一七・一八・一九の各行、
刺史↓刺史。

○一〇九頁の四行目、堂兄弟↓堂兄弟。

○一一四頁の表、旧陳支配地域の増加率の項、一・一三↓一・一六、一・一九↓一・三九。

○一一五頁注の⑤、一二五頁の七行目、魏晉南北朝墓誌集積↓漢魏南北朝墓誌集積。

○一一六頁注の②、太極九年↓太建九年。

○一二〇頁の一九行目、北齊の武帝↓北周の武帝。

○一二二頁の一二行目、敞公を裝い↓公を敞裝し、